# 復興特別所得税。

記載漏れにご注意ください!

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特 別所得税(原則として各年分の所得税額の 2.1%)を所得税と併せて申告・納付すること とされています。

確定申告書の作成に当たって は、「復興特別所得税額」欄の記 載漏れのないようにご注意くだ さい。

還付申告の方を含め、申告され る全ての方について、

「復興特別所得税額」 欄の記載が必要と なります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」 をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入 りすることにより、税額などが自動的に計算され、計算 乗りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ 確定申告 検索

# 御坊税務署からのお知らせ



### 国税庁ホームページによる申告書作成について

国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)で申告書の作成がで き、印刷・郵送により税務署に足を運ばず申告書の提出ができます。 確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書 などの各種様式手引書等のダウンロードもできます。

【お問い合わせ】

e-Tax·作成コーナーヘルプデスク(☎0570·01·5901)

### マイナンバー制度の導入について

平成28年1月より、社会保障・税番号制 度(マイナンバー制度)が導入されました。



- ○確 定 申 告 書…翌年分(平成28年分)以降の提出 の際に個人番号(12桁)の記載が「 必要です。
- ○申請書、届出書…平成28年1月1日以降、申請書等の 提出の際に個人番号の記載が必要 です。

個人番号を記載した申請書等を提出する際には、申 請等されるご本人の本人確認書類の提示または写し の添付が必要となります。

### ≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

- (1) 個人番号カードの表面と裏面 (番号確認と身元確認)
- (2) 通知カード(番号確認)

運転免許証、健康保険の被保険者証など (身元確認)

# 記帳・帳簿の保存制度について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業 務を行っている全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必 要です。

# 公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、 かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万 円以下である場合には、所得税および復興特別所得税 の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受け るため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告 書は提出することができます。

なお、住民税の申告については、お住まいの市町の 窓口にお尋ねください。

# 申告会場の開設

☆税理士による 無料申告相談会場日程

会 場	日 程	受付時間	相談対象者
御坊市役所 3 階会議室 (御坊市薗350)	2月17日(水)		
日高川町役場3階会議室(日高川町土生160)	2月19日(金)	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00	小規模な 事業所得者の方
印南町公民館視聴覚室 (印南町印南2009-1)	2月24日(水)		

### 【お問い合わせ先】-

御坊税務署 〒644-0002 御坊市薗430-3 (☎0738·22·0695〔代表〕)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに沿って、操作してください。

# 北次江軍等の最後のほど 化財包蔵地内における

# 場合の事前相談・照会 新築・工事等をする

があります。 当するかを和歌山県埋蔵文化財 包蔵地所在地図で確認する必要 合には、埋蔵文化財包蔵地に該 新築・工事等を計画される場

閲覧できるほか、和歌山県の け早い時期にお願いします。 も、事前の相談、照会はできるだ す。工事等を円滑に行うために ホームページでも公開していま 所在地図は、町教育委員会で



# 埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

きません。 ります。この間、工事の着工はで 1項)を2部提出する必要があ る場合、事業者は町教育委員会 届出書(文化財保護法第93条第 に工事着工60日前までに所定の 埋蔵文化財包蔵地内に該当す

に進達され、事業内容等を検討 由 示します。 し、おおむね次のいずれかを指 し、県教育委員会文化遺産課 届出書は、町教育委員会を経

# 発掘調査

ります。 録保存のための本発掘調査があ 的な発掘を行う確認調査と、記 の内容を把握するための部分 工事に先立ち行う調査で、 遺

事の現場を、町教育委員会

が立ち会います。 および県文化遺産課の担当職 員

をお願います。 た場合は、町教育委員会へ連絡 施し、もし埋蔵文化財を発見し とを認識して、慎重に工事を実 埋蔵文化財包蔵地内であるこ

# 提出が必要な 書類について

とおりです。 届出に必要な関係書類は次の

埋蔵文化財発掘の届出 (指定の様式)

1

- 2 近見取図 土木工事を行う位置図 : 付
- 3 に関する図面等 土木工事等の概要書類 配置図・建物の平面図 面図・基礎図・地中埋蔵物 面(土地利用計画図・ 建物 立立 図

※提出部数 2 部

# 朩 埋蔵文化財包蔵地を ームページで 閲覧される場合

和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図 http://www.pret.wakayama.lg.jp/ )和歌山県教育委員会文化遺産課

prefg/500700/maizou/index.html



# 埋蔵文化財包蔵地を 直接閲覧される場合

委員会教育課(役場別館1階)ま 宅地図等)をご持参のうえ、教育 で、お越しください。 工事等予定のわかる地図 住

まで。 生涯学習班(☎63・3812) 詳しくは、教育委員会教育課